

新潟県企業局管理規程第6号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年7月1日

新潟県企業管理者 大田 正 信

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
（契約書の省略） 第134条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。 （1）～（6）（略） （7）前各号に定めるもののほか、<u>200万円</u>を超えない指名競争契約又は随意契約をするとき。 2・3（略） （随意契約のできる額） 第165条 令第21条の13第1項第1号の規定により、随意契約ができる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）工事又は製造の請負 <u>400万円</u> （2）財産の買入れ <u>300万円</u> （3）物件の借入れ <u>150万円</u> （4）財産の売払い <u>100万円</u> （5）物件の貸付け <u>50万円</u> （6）前各号に掲げるものの以外のもの <u>200万円</u> （見積書） 第167条 予算執行職員等は、随意契約をしようとするときは、令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとする場合を除き、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、見積書を徴さないことができる。 （1）収入の原因となるべき契約で予定価格が<u>10万円</u>を超えないとき。 （2）支出の原因となるべき契約で予定価格が<u>200万円</u>を超えないとき。 （3）（略） （契約書の作成の省略） 第173条 第133条第1項及び第134条第2項の規定にかかわらず、建設工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事を除く。）の請負金額が<u>200万円</u>を超えないときは、契約者に工事請負書を提出させることによりこれを省略することができる。 別表第1（第3条関係） （略） 支出負担行為				（契約書の省略） 第134条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。 （1）～（6）（略） （7）前各号に定めるもののほか、<u>100万円</u>を超えない指名競争契約又は随意契約をするとき。 2・3（略） （随意契約のできる額） 第165条 令第21条の13第1項第1号の規定により、随意契約ができる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）工事又は製造の請負 <u>250万円</u> （2）財産の買入れ <u>160万円</u> （3）物件の借入れ <u>80万円</u> （4）財産の売払い <u>50万円</u> （5）物件の貸付け <u>30万円</u> （6）前各号に掲げるものの以外のもの <u>100万円</u> （見積書） 第167条 予算執行職員等は、随意契約をしようとするときは、令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとする場合を除き、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、見積書を徴さないことができる。 （1）収入の原因となるべき契約で予定価格が<u>5万円</u>を超えないとき。 （2）支出の原因となるべき契約で予定価格が<u>100万円</u>を超えないとき。 （3）（略） （契約書の作成の省略） 第173条 第133条第1項及び第134条第2項の規定にかかわらず、建設工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事を除く。）の請負金額が<u>100万円</u>を超えないときは、契約者に工事請負書を提出させることによりこれを省略することができる。 別表第1（第3条関係） （略） 支出負担行為			
科目等	次長	課長	課長補佐	科目等	次長	課長	課長補佐

1 収益的支出	(略)			
	(7) 潤滑油脂費		<u>200万円</u> 超	<u>200万円</u> 以下
	(8) 消耗品費		<u>200万円</u> 超	<u>200万円</u> 以下
	(9) 修繕費			
	電気、機械、土木及び建築工事費	(略)	<u>400万円</u> 超 3億円未満	<u>400万円</u> 以下
	材料購入費その他	(略)	<u>300万円</u> 超 3,000万円未満	<u>300万円</u> 以下
	(略)			
	(11) 動力費		<u>200万円</u> 超	<u>200万円</u> 以下
	(略)			
	(13) 広告宣伝費	(略)	<u>200万円</u> 超 300万円未満	<u>200万円</u> 以下
	(略)			
	(15) 賃借料		<u>150万円</u> 超	<u>150万円</u> 以下
	(16) 委託費	(略)	<u>200万円</u> 超 1,000万円未満	<u>200万円</u> 以下
	建設工事に関する委託費	(略)	<u>200万円</u> 超 2,000万円未満	<u>200万円</u> 以下
	(略)			
	(21) 交付金		<u>200万円</u> 超	<u>200万円</u> 以下
	(22) 通信運搬費		<u>200万円</u> 超	<u>200万円</u> 以下
	(略)			
	(26) 雑費		<u>200万円</u> 超	<u>200万円</u> 以下
	(略)			
2 資本的支出	(1) 建設改良費			
	(略) 工事費	(略)	(略)	(略)
	原材料購入費	(略)	<u>400万円</u> 超 3億円未満 <u>300万円</u> 超 3,000万円未満	<u>400万円</u> 以下 <u>300万円</u> 以下

1 収益的支出	(略)			
	(7) 潤滑油脂費		<u>100万円</u> 超	<u>100万円</u> 以下
	(8) 消耗品費		<u>100万円</u> 超	<u>100万円</u> 以下
	(9) 修繕費			
	電気、機械、土木及び建築工事費	(略)	<u>250万円</u> 超 3億円未満	<u>250万円</u> 以下
	材料購入費その他	(略)	<u>160万円</u> 超 3,000万円未満	<u>160万円</u> 以下
	(略)			
	(11) 動力費		<u>100万円</u> 超	<u>100万円</u> 以下
	(略)			
	(13) 広告宣伝費	(略)	<u>100万円</u> 超 300万円未満	<u>100万円</u> 以下
	(略)			
	(15) 賃借料		<u>80万円</u> 超	<u>80万円</u> 以下
	(16) 委託費	(略)	<u>100万円</u> 超 1,000万円未満	<u>100万円</u> 以下
	建設工事に関する委託費	(略)	<u>100万円</u> 超 2,000万円未満	<u>100万円</u> 以下
	(略)			
	(21) 交付金		<u>100万円</u> 超	<u>100万円</u> 以下
	(22) 通信運搬費		<u>100万円</u> 超	<u>100万円</u> 以下
	(略)			
	(26) 雑費		<u>100万円</u> 超	<u>100万円</u> 以下
	(略)			
2 資本的支出	(1) 建設改良費			
	(略) 工事費	(略)	(略)	(略)
	原材料購入費	(略)	<u>250万円</u> 超 3億円未満 <u>160万円</u> 超 3,000万円未満	<u>250万円</u> 以下 <u>160万円</u> 以下

機械備品 購入費	(略)	円 未満 300万円	300万円 以下
委託費	(略)	500万円 未満 200万円	200万円 以下
リース資 産購入費 (略)	(略)	2,000万 円 未満 300万円	300万円 未満 (略)
(2) 工業用地造 成費			
(略)	(略)	(略)	
造成工事 費	(略)	400万円 超	400万円 以下
(略)	(略)	3億円 未満	
リース資 産購入費 (略)	(略)	300万円 以上	300万円 未満 (略)
(略)			
(5) 貸付金	(略)	200万円 超	200万円 以下
		500万円 未満	
(略)			

(注) (略)

別表第2 (第4条、第4条の2関係)

(略)

支出負担行為

科目等		事業所長 に委任す る範囲	次長に専 決させる 範囲
1	(略)		
収益 的支 出	(4) 潤滑油脂費	(略)	200万円 以下
	(5) 消耗品費	(略)	200万円 以下
	(6) 修繕費		
	電気、機械	(略)	400万円 以下
	工事費		
	材料購入費	(略)	300万円 以下
	土木、建築	400万円 以下	400万円 以下
	工事費		
	その他		

機械備品 購入費	(略)	円 未満 160万円	160万円 以下
委託費	(略)	500万円 未満 100万円	100万円 以下
リース資 産購入費 (略)	(略)	2,000万 円 未満 50万円	50万円 未満 (略)
(2) 工業用地造 成費			
(略)	(略)	(略)	
造成工事 費	(略)	250万円 超	250万円 以下
(略)	(略)	3億円 未満	
リース資 産購入費 (略)	(略)	50万円 以上	50万円 未満 (略)
(略)			
(5) 貸付金	(略)	100万円 超	100万円 以下
		500万円 未満	
(略)			

(注) (略)

別表第2 (第4条、第4条の2関係)

(略)

支出負担行為

科目等		事業所長 に委任す る範囲	次長に専 決させる 範囲
1	(略)		
収益 的支 出	(4) 潤滑油脂費	(略)	100万円 以下
	(5) 消耗品費	(略)	100万円 以下
	(6) 修繕費		
	電気、機械	(略)	250万円 以下
	工事費		
	材料購入費	(略)	160万円 以下
	土木、建築	250万円 以下	250万円 以下
	工事費		
	その他		

	(7) 動力費	(略)	<u>200万円</u> 以下
	(略)		
	(10) 賃貸料	(略)	<u>150万円</u> 以下
	(11) 委託費	(略)	<u>200万円</u> 以下
	建設工事 に関する 委託費	(略)	<u>200万円</u> 以下
	(略)		
	(15) 通信運搬費	(略)	<u>200万円</u> 以下
	(略)		
	(19) 雑費	(略)	<u>200万円</u> 以下
	(略)		
2 資本 的支 出	(1) 建設改良費 (略)	(略)	
	電気、機械 工事費	(略)	<u>400万円</u> 以下
	土木、建築 工事費	<u>400万円</u> 以下	<u>400万円</u> 以下
	原材料購入 費	(略)	<u>300万円</u> 以下
	機械備品購 入費	(略)	<u>300万円</u> 以下
	委託費	(略)	<u>200万円</u> 以下
	リース資産 購入費	(略)	<u>300万円</u> 未満
	(略)	(略)	(略)
	(略)		
	(注)	(略)	
	(7) 動力費	(略)	<u>100万円</u> 以下
	(略)		
	(10) 賃貸料	(略)	<u>80万円</u> 以下
	(11) 委託費	(略)	<u>100万円</u> 以下
	建設工事 に関する 委託費	(略)	<u>100万円</u> 以下
	(略)		
	(15) 通信運搬費	(略)	<u>100万円</u> 以下
	(略)		
	(19) 雑費	(略)	<u>100万円</u> 以下
	(略)		
2 資本 的支 出	(1) 建設改良費 (略)	(略)	
	電気、機械 工事費	(略)	<u>250万円</u> 以下
	土木、建築 工事費	<u>250万円</u> 以下	<u>250万円</u> 以下
	原材料購入 費	(略)	<u>160万円</u> 以下
	機械備品購 入費	(略)	<u>160万円</u> 以下
	委託費	(略)	<u>100万円</u> 以下
	リース資産 購入費	(略)	<u>50万円</u> 未満
	(略)	(略)	(略)
	(略)		
	(注)	(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前になされた支出負担行為に係る支出の命令並びにこれに併せて行う収入の徴収の受払通知をする権限については、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正後の新潟県企業局財務規程第134条第1項第7号及び第173条の規定は、この規程の施行の日以後に指名競争入札に係る入札事項の通知その他の企業局による契約の申込みの誘引が行われる契約に係る契約書の作成の省略について適用し、同日前に指名競争入札に係る入札事項の通知その他の企業局による契約の申込みの誘引が行われた契約に係る契約書の作成の省略については、なお従前の例による。